

5 - 1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申 告 状 況			課 税 状 況							
		相 続 人 の 数		金 額	相 続 人 の 数		金 額					
取 得 財 産 価 額		外	人 -	外	千円 -	外	人 -	外	千円 -			
			8,345		384,618,737		7,259		346,935,457			
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		257		5,921,320		233		5,629,833			
	債 務 控 除 額		5,049		19,510,525		4,341		15,117,515			
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		981		3,649,212		901		3,400,105			
課 税 価 格			8,374		374,678,744		7,297		340,847,880			
相 続 税 額	算 出 税 額		7,764		48,481,571		7,280		47,277,943			
	2 割 加 算 額		1,019		539,483		1,011		538,739			
	計	実	7,764		49,021,054	実	7,280		47,816,682			
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		255		209,952		247		205,319			
	配 偶 者		1,244		10,627,225		986		9,522,787			
	未 成 年 者		85		31,873		64		23,552			
	障 害 者		422		480,370		230		319,580			
	相 次 相 続		185		390,733		154		321,930			
	外 国 税 額		-		-		-		-			
	計	実	2,103		11,740,153	実	1,612		10,393,168			
差 引 税 額						6,282		37,423,514				
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額						53		339,485				
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額						-		-				
小 計						6,273		37,084,030				
農 地 等 納 税 猶 予 税 額						2		1,749				
株 式 等 納 税 猶 予 税 額						2		33,011				
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 額						12		372,515				
山 林 納 税 猶 予 税 額						-		-				
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額						-		-				
美 術 品 納 税 猶 予 税 額						-		-				
事 業 用 資 産 猶 予 税 額						-		-				
申 告 納 税 額	納 付 税 額								6,269		36,692,022	
	還 付 税 額		10					15,268				
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			-					-				
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			3,433					158,274,000		2,858		131,028,000

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
- 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
- 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 28 年 分	7,466	334,559,393	44,658,083	12,322,972	2,976
平成 29 年 分	7,852	377,475,658	59,823,588	17,936,816	3,170
平成 30 年 分	8,178	367,569,040	47,946,619	12,117,414	3,318
令和 元 年 分	7,986	360,621,828	49,769,219	10,627,235	3,290
令和 2 年 分	8,374	374,678,744	49,021,054	11,740,153	3,433

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 28 年 分	6,486	301,912,026	43,398,327	10,925,700	2,431
平成 29 年 分	6,834	342,634,572	58,551,353	16,455,930	2,600
平成 30 年 分	7,105	332,873,175	46,440,843	10,486,246	2,734
令和 元 年 分	6,877	325,123,464	48,451,894	9,062,018	2,686
令和 2 年 分	7,297	340,847,880	47,816,682	10,393,168	2,858

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平成 28 年 分	5,599	31,648,869	13	24,335
平成 29 年 分	5,845	40,514,647	15	23,617
平成 30 年 分	6,121	34,918,858	21	34,820
令和 元 年 分	5,938	38,051,376	27	45,356
令和 2 年 分	6,269	36,692,022	10	15,268

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人 の数	課 税 価 格		被相続人 の数				
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
札 幌 中	100	4,964,631	41	88	4,581,961	35	80	607,917	-	-
札 幌 北	1,152	55,328,071	474	966	50,598,851	381	844	6,228,061	-	-
札 幌 南	1,118	51,594,967	451	983	47,566,964	377	844	5,416,542	3	6,322
札 幌 西	1,218	57,885,278	509	1,044	52,229,894	410	901	7,067,225	2	2,452
札 幌 東	697	33,905,729	303	587	30,806,759	246	504	3,544,868	-	-
函 館	559	23,362,562	222	491	21,338,677	184	427	1,841,804	-	-
小 樽	203	8,098,916	79	185	7,635,606	71	171	736,504	-	-
旭 川 中	233	10,855,258	106	201	9,904,650	90	175	964,804	-	-
旭 川 東	352	13,283,869	139	301	11,740,969	112	255	1,058,905	-	-
室 蘭	200	8,946,571	92	185	8,369,924	83	163	883,617	-	-
釧 路	287	12,544,260	115	264	11,784,514	101	221	1,421,630	-	-
帯 広	450	20,437,936	182	416	18,878,294	161	350	1,681,022	2	4,585
北 見	213	8,278,460	86	188	7,248,508	73	155	612,254	-	-
岩 見 沢	206	8,052,433	88	172	6,698,496	69	151	618,839	-	-
網 走	172	7,254,746	67	156	6,494,741	58	126	618,613	-	-
留 萌	18	664,516	9	17	506,677	8	16	19,946	-	-
苫 小 牧	217	10,037,810	91	185	9,080,479	75	157	804,061	-	-
稚 内	118	5,330,767	43	113	5,042,918	39	90	518,084	1	385
紋 別	94	4,376,170	35	90	4,210,109	32	80	256,405	-	-
名 寄	49	1,225,435	16	41	1,048,129	14	32	25,406	-	-
根 室	134	4,727,681	46	110	4,119,465	36	97	257,395	-	-
滝 川	125	4,116,547	53	109	3,694,506	46	94	203,718	2	1,524
深 川	67	2,660,032	26	64	2,606,537	25	48	153,270	-	-
富 良 野	72	2,745,705	27	64	2,338,925	23	56	125,584	-	-
八 雲	52	1,680,323	21	42	1,405,147	17	35	43,902	-	-
江 差	29	1,274,959	14	24	1,117,842	11	21	39,334	-	-
倶 知 安	105	5,964,222	42	94	5,457,091	35	75	583,266	-	-
余 市	28	1,087,163	12	27	1,055,086	11	22	79,032	-	-
浦 河	44	1,880,080	21	40	1,665,216	18	36	135,031	-	-
十 勝 池 田	62	2,113,647	23	50	1,620,945	17	43	144,986	-	-
合 計	8,374	374,678,744	3,433	7,297	340,847,880	2,858	6,269	36,692,022	10	15,268

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 7,299	千円 340,935,454	人 6,277	千円 36,828,589	人 2,858
	修正申告による増差額	59	371,828	82	64,987	43
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	21 △	459,402	32 △	201,554	17
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,297	340,847,880	実 6,269	36,692,022	実 2,858
過 年 分	申 告 額	302	10,699,960	275	848,279	135
	修正申告による増差額	378	4,723,803	494	1,125,452	226
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	149 △	1,781,085	186 △	634,348	94
	決 定 額	1	107,013	1	6,322	1
	計	実 821	13,749,691	実 942	1,345,705	実 394
合 計	申 告 額	7,601	351,635,414	6,552	37,676,867	2,993
	修正申告による増差額	437	5,095,631	576	1,190,440	269
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	170 △	2,240,487	218 △	835,902	111
	決 定 額	1	107,013	1	6,322	1
	計	実 8,118	354,597,571	実 7,211	38,037,727	実 3,252

調査対象等： 「本年分」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和元年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年11月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成30年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 1	千円 40	人 37	千円 2,376	人 -	千円 -
過 年 分	286	90,283	120	24,861	19	50,886
合 計	287	90,323	157	27,236	19	50,886

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
5 千万円 以下	人 606	千円 25,030,719	千円 362,858	千円 154,704	千円 182,880	人 1,274
5 千万円 超	1,789	124,571,397	1,885,950	1,219,191	3,791,671	4,800
1 億円 "	720	97,465,925	1,210,186	879,620	7,637,762	2,118
2 億円 "	156	37,487,813	763,993	357,071	4,484,179	527
3 億円 "	104	39,166,831	768,695	457,157	7,089,547	309
5 億円 "	26	15,171,973	342,048	103,386	3,175,435	83
7 億円 "	19	15,868,842	50,057	151,748	4,521,804	57
10 億円 "	10	12,651,470	527,533	292,336	3,166,458	38
20 億円 "	3	7,351,348	－	34,000	2,778,854	8
30 億円 "	－	－	－	－	－	－
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	3,433	374,766,318	5,911,320	3,649,212	36,828,589	9,214

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
5 千万円 以下	人 331	千円 14,751,021	千円 136,847	千円 97,526	千円 182,880	人 562
5 千万円 超	1,544	107,948,096	1,828,026	1,057,599	3,791,671	4,022
1 億円 "	665	90,538,060	1,202,634	849,284	7,637,762	1,942
2 億円 "	156	37,487,813	763,993	357,071	4,484,179	527
3 億円 "	104	39,166,831	768,695	457,157	7,089,547	309
5 億円 "	26	15,171,973	342,048	103,386	3,175,435	83
7 億円 "	19	15,868,842	50,057	151,748	4,521,804	57
10 億円 "	10	12,651,470	527,533	292,336	3,166,458	38
20 億円 "	3	7,351,348	－	34,000	2,778,854	8
30 億円 "	－	－	－	－	－	－
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	2,858	340,935,454	5,619,833	3,400,105	36,828,589	7,548

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「5－1 申告・課税状況」と「5－2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	人数	申告状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人 4	人 170	人 252	人 139	人 29	人 7	人 3	人 2	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
5千万円超	5	221	586	654	236	57	12	9	3	3	3	3	-
1億円〃	4	82	200	242	127	36	11	4	7	2	2	2	3
2億円〃	-	15	24	61	37	6	2	3	6	-	-	-	2
3億円〃	-	10	27	36	24	3	3	-	1	-	-	-	-
5億円〃	-	1	6	8	9	2	-	-	-	-	-	-	-
7億円〃	-	-	8	6	2	3	-	-	-	-	-	-	-
10億円〃	-	-	1	2	5	2	-	-	-	-	-	-	-
20億円〃	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13	500	1,104	1,149	470	116	31	18	17	5	5	5	5

課税価格階級	人数	課税状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人 4	人 134	人 156	人 33	人 3	人 1	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
5千万円超	5	212	531	545	186	44	10	5	2	2	2	2	-
1億円〃	4	82	187	222	107	34	11	4	7	2	2	2	3
2億円〃	-	15	24	61	37	6	2	3	6	-	-	-	2
3億円〃	-	10	27	36	24	3	3	-	1	-	-	-	-
5億円〃	-	1	6	8	9	2	-	-	-	-	-	-	-
7億円〃	-	-	8	6	2	3	-	-	-	-	-	-	-
10億円〃	-	-	1	2	5	2	-	-	-	-	-	-	-
20億円〃	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13	455	940	914	374	95	26	12	16	4	4	4	5

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

５－３ 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 134	千円 1,002,621	人 114	千円 824,167
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	358	3,593,102	315	3,345,067
	宅地（借地権を含む。）	2,816	61,710,029	2,309	54,970,409
	内配偶者居住権に基づく敷地利用権	15	56,683	13	51,686
	山林	372	587,166	322	501,619
	その他の土地	726	3,800,693	635	3,553,998
	計	実 2,898	70,693,610	実 2,384	63,195,261
家屋、構築物		2,734	23,460,980	2,242	19,111,191
内配偶者居住権		16	72,444	13	42,872
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	210	974,275	176	784,886
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	33	334,148	27	298,472
	売掛金	57	241,130	46	191,981
	その他の財産	156	1,364,051	123	1,104,351
	計	実 302	2,913,604	実 250	2,379,690
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	489	16,578,836	419	15,522,213
	同上以外の株式及び出資	1,495	15,221,463	1,285	14,109,395
	公債及び社債	333	6,018,722	290	5,682,250
	投資・貸付信託受益証券	735	12,680,304	640	11,950,670
	計	実 1,983	50,499,325	実 1,680	47,264,528
現金、預貯金等		3,422	173,548,830	2,850	158,058,629
家庭用財産		1,670	664,987	1,399	536,502
その他の財産	生命保険金等	1,031	23,713,003	891	21,277,189
	退職手当金等	198	7,502,168	158	6,480,956
	立木	86	95,306	75	81,631
	その他	2,729	31,619,242	2,292	28,642,198
	計	実 2,910	62,929,719	実 2,445	56,481,975
合計		実 3,434	384,711,056	実 2,858	347,027,776
相続時精算課税適用財産価額		207	5,911,320	186	5,619,833
債務等	債務	2,912	14,310,065	2,469	10,732,311
	葬式費用	3,274	5,195,205	2,736	4,379,949
	計	実 3,372	19,505,270	実 2,816	15,112,260
差引純資産価額		3,433	371,117,106	2,858	337,535,349
暦年課税分贈与財産価額		571	3,649,212	517	3,400,105
課税価額		3,433	374,766,318	2,858	340,935,454

調査対象等： 「申告状況」は、令和２年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和３年10月31日までの申告（申告期限が令和３年11月１日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和２年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和３年10月31日までの申告（申告期限が令和３年11月１日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) １ 「５－１ 申告・課税状況」と「５－３ 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 ２ 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。